

町への提案「私の考えるリフの未来」

～皆さまからの政策提案を募集します～

令和3年3月に策定した利府町総合計画に掲げる「将来的な単独市制移行」の実現に向け、町のさらなる発展を目指した取り組みを行っていくため、皆さまから斬新で魅力的な政策提案を募集します。

募集内容

利府町総合計画に掲げる「政策項目」に該当する提案とします。

政策項目

- ① 快適で暮らしやすい生活環境づくり
- ② 健康で支え合える地域福祉づくり
- ③ 子どもたちの笑顔があふれる環境づくり
- ④ 活力のある地域産業づくり
- ⑤ 安心・安全に暮らせる環境づくり
- ⑥ 豊かな心を育む生きがいづくり
- ⑦ 持続可能な協働のまちづくり

提案内容は次に該当するものとします。

- 市制移行に向けた独自性があるもの
- 町民サービス向上に関するもの
- 町の活性化に関するもの
- 経費の節減または収入の増加が期待されるもの
- その他町政運営の改善が期待されるもの

応募方法

町ホームページにある専用フォームへ入力または指定様式をダウンロードし、下記メールアドレスに送信してください。

※直接または郵送にてご提出の場合は、総合案内備え付けの指定用紙をご利用ください。

ご提案いただいた内容は、これからの市制移行に向けた町政運営の貴重な提案として参考にするほか、検討状況については個人が特定できないようにしたうえで、その内容または要旨を町ホームページで公開します。なお、原則としてお寄せいただいたご提案等に対し、個別に回答を差し上げるものではありませんのでご了承ください。

※各事業に関する要望などは、直接担当部署へお問い合わせください。



問 秘書政策課 秘書広報係 ☎767-2112 ✉ hisyo406@rifu-cho.com

新しい介護保険負担割合証を送付します

要介護・要支援等認定者の方がお持ちの介護保険負担割合証（桃色）の有効期限は、令和7年7月31日までです。要介護・要支援等認定が8月以降も有効の方に対しては、手続き不要で更新し、新しい有効期限の負担割合証を7月中にお送りします。

なお、前年中の所得の状況等により、更新時に負担割合が変更となる場合があります。

介護保険施設・ショートステイ利用時の 介護サービス費の自己負担が軽減されます

低所得（世帯全員が市町村民税非課税等）の方に対する、食費および居住（滞在）費の負担が軽減される「介護保険負担限度額認定制度」があります。認定を受けるためには申請が必要となります。申請手続きなどの詳細は介護福祉係へお問い合わせください。（令和7年8月から以下のとおりとなります。）（一日あたりの自己負担額）

利用者負担段階	対象となる収入状況【※1】	預貯金等の資産要件【※2】	居 住 費（円）					食費（円） 〔〕はショートステイ
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室 特養等	老健療養等	多床室	
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金の受給者	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	880	550	380	550	0	300 【300】
第2段階	市町村民税非課税 世帯全員が 前年合計所得金額+年金収入額が80万9,000円以下	単身: 650万円以下 夫婦:1,650万円以下	880	550	480	550	430	390 【600】
第3段階①	前年合計所得金額+年金収入額が80万9,000円超、120万円以下	単身: 550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370	1,370	880	1,370	430	650 【1,000】
第3段階②	前年合計所得金額+年金収入額が120万円超	単身: 500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370	1,370	880	1,370	430	1,360 【1,300】

【※1】世帯…世帯を分離している配偶者を含む。年金収入額…遺族年金などの非課税年金を含みます。

【※2】第2号被保険者については、利用者負担段階にかかわらず「単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下」となります。

問 地域福祉課 介護福祉係 ☎767-2198

国民健康保険および後期高齢者医療制度の被保険者証が新しくなります

現在お使いの国民健康保険および後期高齢者医療制度の被保険者証は、有効期限が令和7年7月31日(木)までとなっています。8月以降に使える新しい被保険者証は、7月中にご自宅へ送付する予定です。

●国民健康保険にご加入の方

マイナ保険証の登録状況に応じて、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を世帯主の方宛てに世帯分まとめてお送りします。

●後期高齢者医療制度にご加入の方

マイナ保険証をお持ちかどうかに関わらず、「資格確認書」をお送りします。

有効期限が切れた古い被保険者証は、国保年金係へ返却していただくか、個人情報に注意してご自身で破棄してください。

●マイナ保険証について

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録すると、「マイナ保険証」として医療機関などで利用できます。マイナ保険証の利用登録は、医療機関や薬局の受付、マイナポータル、セブン銀行ATM、または町民課戸籍住民係(役場①番窓口)で行えます。

8月以降の限度額適用認定証について ～マイナ保険証が便利です～

マイナ保険証で受診する場合は、限度額認定証は不要です。(限度額認定証がなくても限度額を超える支払いが免除されます)

【マイナ保険証を使わない場合】

8月1日以降もマイナ保険証を使わずに、今まで通り窓口で支払う場合は、**限度額適用認定証が必要**になります。現在限度額適用認定証をお持ちの方も含め、8月1日以降に必要となる方は、改めて申請が必要です。

●国民健康保険の方

限度額適用認定証が必要な方は、窓口での申請が必要です。※70歳から74歳までの方は、所得区分によっては交付を受けられない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

●後期高齢者医療制度の方

過去に限度額適用認定証の申請をされたことがある方は、7月中に郵送される資格確認書に負担区分が記載されていれば、申請は不要です。新たに申請したい場合は、所得区分によっては交付を受けられない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

【申請が必要な方へ】

●申請受付期間

7月22日(火) から

●申請に必要なもの

- ・窓口に来られる方の本人確認書類(運転免許証など)
- ・世帯主および申請者のマイナンバーがわかるもの
- ・別世帯の方が申請する場合は委任状

●申請窓口

町民課国保年金係(役場①番窓口)

国民年金保険料免除・納付猶予の申請受付が始まります

経済的な理由で国民年金保険料の納付が難しい場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。これまで保険料が免除されていた方も、7月分以降の免除・猶予を希望する場合は、改めて申請が必要です。(ただし、全額免除または納付猶予の承認を受けていて、申請時に継続希望をした方の一部は自動審査となる場合があります。失業などの特例で承認された方は対象外です。)

審査は、原則として前年の所得を基準に行われます。前年の所得の申告がお済みでない方は、申告が必要です。(無収入の場合も含む)

【保険料免除制度】

本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の場合に対象。

【保険料納付猶予制度】

50歳未満の方で、本人・配偶者の方の前年の所得が一定額以下の場合に対象。

●申請受付開始日

7月1日(火)

●申請に必要な書類

- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- ・失業を理由とする場合は、「雇用保険受給資格者証」や「雇用保険被保険者離職票」の写し
- ・郵送申請の場合は、マイナンバーカードの写しなどの本人確認書類の添付が必要

●申請先

申請書と必要書類を添えて、町民課国保年金係(役場①番窓口)または年金事務所へ郵送してください。

※申請書は日本年金機構のホームページからダウンロードできます。

URL: <https://www.nenkin.go.jp/shinsei/kokunen.html>



戸籍に氏名の振り仮名が記載されます

戸籍法などの改正により、5月26日から戸籍などに氏名の振り仮名を記載する制度が始まります。

5月26日以降に、本籍のある市区町村(本籍地)から、住民票の情報を参考に作成された「戸籍に記載される振り仮名の通知書」が郵送されます。通知書の振り仮名が正しい場合は、**届出は不要です**。

※なお、5月26日より氏名の振り仮名に関する法務省コールセンターが開設されています。

問 法務省コールセンター ☎0570-05-0310

振り仮名が異なる場合は、令和8年5月25日までに届出が必要です。

●振り仮名の通知書

- ・通知書は、本籍地から戸籍の筆頭者などに郵送されます。筆頭者などと別住所の人には、住所ごとに郵送されます。
- ・本町に本籍のある方には、**7月上旬～中旬頃**に通知書を発送する予定です。

●振り仮名の届出

- ・マイナポータルから電子申請によって、振り仮名の届出ができます。
- ・氏の振り仮名は、筆頭者などが届出を行い、名の振り仮名は、本人(15歳未満の場合は、親権者など)が届出を行います。
- ・全国の市町村の窓口、郵送でも届出ができます。

詳しくはコチラ▶



●振り仮名が記載される証明書

- ・戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)、戸籍の附票、住民票の写しなど

問 町民課 戸籍住民係 ☎767-2118

初心者
大歓迎!

スマホ講師派遣サービス



集会所や公民館などの身近な場所でスマホ教室ができる!

町内会や老人クラブ、サークルなど団体や会場の規模を問わず幅広くご参加いただけます。

- 場 所 町内の集会所や公民館など**申込者様が指定する場所**
- 期 間 8月1日(金)～令和8年3月末
- 定 員 8～15人
- 費 用 **無料**
- 申込方法 お電話や窓口、ホームページよりお申し込みください

詳細は
町ホームページを
ご覧ください!

好評につき今年も実施!

シニア・初心者大歓迎 セロから始める

スマホ初心者の方、お持ちでない方も
大歓迎!貸出端末もあります!



スマホ教室



スマホの使い方をじっくり
学べる教室です!



～7月開催～

～8月開催～

内容

【午前10時～午前11時30分】
はじめてのスマートフォン体験
…スマホの特徴、スマホの基本操作など
【午後1時30分～午後3時】
スマホの基本と防災体験
…AndroidとiPhoneの違い、災害時に役立つスマホ機能など

開催日

7月31日(木) 申込期限: 7月24日(木)

内容

【午前10時～午前11時30分】
はじめてのスマートフォン体験
…スマホの特徴、スマホの基本操作など
【午後1時30分～午後3時】
スマホの基本と詐欺対策
…AndroidとiPhoneの違い、スマホ詐欺を未然に防ぐ方法など

開催日

8月21日(木) 申込期限: 8月14日(木)

定員

15人

場所

町民交流館
(ペア・パル利府)

申込方法

お電話や窓口、ホームページよりお申し込みください。
※各定員15人になり次第、受付を終了させていただきます。

問 デジタル推進室 デジタル推進係 ☎767-2128

令和7年6月議会定例会

6月10日(火)～13日(金)の会期で、利府町議会定例会が開催されました。
町長が提出した議案17件すべてが原案どおり可決されました。

審議の状況は
こちら▶



可決された主な議案

○特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和7年3月に発覚した、職員の一連の不祥事についての管理監督責任として、町長及び副町長の給料を減額するため、所要の改正を行いました。

- ・町長の給料減額⇒給料月額10%を令和7年7月から3か月の間減額
- ・副町長の給料減額⇒給料月額10%を令和7年7月から2か月の間減額

○令和7年度利府町各種会計補正予算 6件

主に次のような事業を実施するために、予算を増額しました。

定額減税補足給付金給付事業、利府二小児童クラブサテライト運営業務委託事業、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業、消防団東部分団詰所等建築工事、部活動地域移行体制整備業務委託事業、菅谷台小学校吊下式バスケット装置撤去工事 など

○工事請負契約の締結について

新中堀新川崎線舗装工事請負契約を締結しました。

工事場所：飯土井字新中堀 地内外

工事概要：アスファルト舗装工、排水構造工 など

問 総務課 総務係 ☎767-2192

令和8年度採用 利府町職員採用試験のご案内

●試験区分、職種、採用予定人員および受験資格等

区 分	職 種	人 数	受 験 資 格
初 級	行 政	6人程度	平成17年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた方で、高校卒業程度の学力を有する方

○試験日 9月21日(日)

○会場 利府町役場 町民交流館(ペア・パル利府)

○受付期間 7月1日(火)～8月4日(月)

○受付時間 午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日、祝日を除く)

○申込用紙・試験案内等の配布

7月1日(火)から、総合案内または総務課人事係で配布します。

詳しくは町ホームページをご確認ください。なお、ホームページからも申込できます。

問 総務課 人事係 ☎767-2192

広告枠

Create a more Beautiful Life.

Rifレックス

持続可能なサービス・インフラで
笑顔あふれる地域社会を創造する



有限
会社

石に^{いのち}を
亀屋石材

墓石・墓地・記念碑・石の事、亀屋石材にお気軽にご相談ください。

TEL 022-396-0315 FAX 022-396-0316
宮城郡利府町神谷沢字塚本72-1 (展示場)